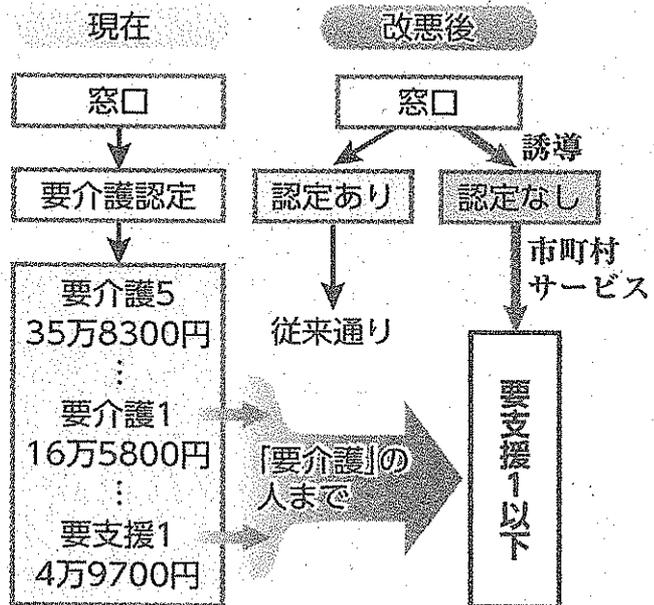


介護保険

在宅サービス締めつけ

利用限度額引き下げ

在宅サービスの利用限度額



厚労省方針

安倍政権が介護保険を改悪して市町村に委ねようとしている「軽度者」向けの在宅サービスについて、利用限度額を最低水準の「要支援1」よりさらに引き下げようとしていることが4日までにわかりました。十分な在宅サービスを受けられない高齢者が続出するのでは必至です。

↓解説②面

現在には要介護度ごとに、1割の自己負担で使える在宅サービスの限度額が設けられています。最も低いのが要支援1（月に4万9700円）で、要支援2（10万4000円）の半分、要支援1（16万5800円）の3分の1です。限度額を超えた分は全額自己負担になります。

安倍政権は、要支援者向けの訪問・通所介護を介護保険サービスから外し、市町村の事業に移したうえで、要介護認定を省いて市町村のサービスを利用するよう申請者を誘導していく方針です。

本紙に対して厚労省老健局振興課は、要介護認定を受けずに市町村サービスを使う人の限度額については、要介護度が不明なので従来の限度額が適用されなくなるかと認めたらうで、「ばらばらにならないよう、国のほうで一定の基準を示す」「要支援1以下にする方向で検討している」と説明。具体的な限度額は「政省令で定める」とし、介護保険改悪法案が成立した後、自治体向けの「担当者会議を開催する中で示す」という考えを明らかにしました。